

那須塩原市広告事業掲載基準

平成 20 年 2 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、那須塩原市広告事業実施要綱（平成 20 年那須塩原市告示第 23 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告事業に関する基本的な考え方)

第 2 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(業種又は業者の基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (6) 各種法令に違反しているもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) 社会問題を起こしていると認められるもの
- (9) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告内容の基準)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 人権侵害となるもの
 - ア 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 他の者をひぼう、中傷、排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの又はそのおそれがあるもの
 - オ 国内世論が大きく分かれているもの
- (3) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表示（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

- オ 責任の所在が明確でないもの
 - (4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させる者
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
 - (5) その他次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不相当と認められる商品又はサービスを提供するもの
 - イ 非科学的若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 広報媒体の公益性を損なうおそれがあるもの
 - エ その他本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (広告内容の修正等)

第5条 市長は、前2条に掲げる基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは、その修正等を、広告を掲載しようとする者に求めることができる。

2 広告を掲載しようとする者は、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告事案の性質に応じて広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別途作成するものとする。

附 則

この基準は、平成20年2月22日から施行する。